

# 公益社団法人大阪社会福祉士会 国家試験及び新会員入会支援委員会規程

## (設 置)

第1条 公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）に本会国家試験及び新会員入会支援委員会（以下「国家試験等対策運営委員会」という。）を設置する。

## (目 的)

第2条 大阪府民の福祉増進に貢献できる、資質高い社会福祉士の養成を目指し、社会福祉士の資格取得支援に関わる事業を実施する。また、受験生と会員とのネットワーク形成に努め、もって新会員入会支援を行う。

## (事 業)

第3条 国家試験等対策運営委員会は、次の各号に定める事業（以下「対策事業」という。）を実施する。

- (1) 社会福祉士資格取得希望者のための受験対策講座
- (2) 社会福祉士資格取得希望者のための模擬試験
- (3) 他団体・他機関が実施する前各号に定める事業への協力
- (4) 新会員の本会への入会のための支援

## (国家試験等対策運営委員会)

第4条 国家試験等対策運営委員会は、前条に定める対策事業を円滑にすすめるため、次の業務を行うものとする。

- (1) 社会福祉士試験に関する情報の収集と分析
- (2) 対策事業の企画と実施計画の策定及び広報
- (3) 講師及びチューターの選定と活動支援
- (4) 講師及びチューターに対する研修
- (5) 対策事業の評価

## (講師及びチューターの資格)

第5条 対策事業の講師及びチューターは本会会員がこれにあたる。ただし、必要に応じて次の条件にあてはまる会員以外の者に委嘱することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 科目の性格上、委嘱することが適切であると判断できる資格を有する者
- (3) 本会に入会手続きを行っている者

## (講師及びチューターの登録)

第6条 対策事業の講師及びチューターを希望する者は、国家試験等対策運営委員会の承認を得て、それぞれ登録を行わなければならない。

2 前項の登録名簿（以下「名簿」という。）は、本会事務所に置く。名簿の閲覧を希望す

る者は、本会事務局長の承認を得なければならない。

3 前項の名簿は、本会が関わる対策事業以外において使用してはならない。

(講師の選定と依頼)

第7条 対策事業の当該講師及びチューターは、名簿登録者のうちから国家試験等対策運営委員会が決定し、当該講師及びチューターへの依頼並びに具体的な日程調整を行うものとする。

(対策事業の講師及びチューターへの活動支援)

第8条 国家試験等対策運営委員会は、対策事業の講師及びチューターに対して、次の活動支援を行う。

- (1) 社会福祉士試験対策情報の提供と分析
- (2) テキスト、参考書、問題集等の図書の整備充実
- (3) 講師及びチューター連絡会の開催

(講師及びチューター研修会)

第9条 国家試験等対策運営委員会は、必要に応じて講師及びチューター研修会を開催することができる。対象講師及びチューターは、研修会に参加しなければならない。

(事業の評価)

第10条 国家試験等対策運営委員会は実施した対策事業について、事業の結果の評価を行うものとする。

2 前項の評価は、講師及びチューターの報告書、本会に対策事業を委託した団体・機関が実施した参加者アンケート調査の結果等に基づいて行う。なお、評価の結果は、事業報告として理事会に報告しなければならない。

(資料)

第11条 社会福祉士試験受験に使用するテキスト、参考書、問題集等は、本会事務局で管理する。これらの図書については、事務所より禁帶出とする。

2 講師及びチューターが作成した資料については、本会事務局がこれを管理する。この資料は本会の対策事業を進めるための参考資料とすることができる。

3 本会会員が前各号に定める図書、資料をコピーする場合は、事務局長の承認を得なければならない。会員が、対策事業の目的以外にこの資料を転用することはできない。

(講師等出講の確認と報告)

第12条 講師及びチューターは対策事業に出講した場合、速やかに別に定める様式により、国家試験対策等運営委員会に報告書を提出しなければならない。

2 依頼を受けた講師又はチューターが何らかの事情で当該対策事業に出講できない事由が発生した場合は、直ちに国家試験等対策運営委員会委員長（以下「委員長」という。）に連絡しなければならない。

3 前項の連絡を受けた委員長は、当該対策事業に支障が生じないよう速やかに代替の講師

又はチューターを選定するものとする。

(講師料等の支払い)

第13条 講師及びチューターに対しては、別に定めるところにより、講師料等を支払う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、国家試験等対策運営委員会の管理、運営に関する事項については、「本会委員会等の設置及び運営に関する規則」の定めるところによる。ただし、当該規則に定めのない事項に関しては、委員長が別に定めることができる。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会国家試験及び新会員入会支援対策運営委員会規程（2008年4月1日）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会国家試験対策・新会員入会支援事業実施規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。